

特別支援学級の教育課程編成の実際

特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっています（学校教育法施行規則第 138 条）。ここでは、その具体的な取組について紹介します。

校内全体で特別支援学級の指導をしている中学校

A 中学校では、特別支援学級が 2 学級（知的障害、自閉症・情緒障害）設置されています。特別支援学級担任は、通常の学級の担任と同様に、自分の専門教科の指導を各学級で行い、担任している特別支援学級の授業は、特別の教育課程として設定している自立活動や職業・家庭の時間等を担当しています。特別支援学級担任は、二人とも、学年の副主任も務めています。このような校内体制のため、多くの教員は特別支援学級の教科別の指導を行っており、各学年の教員は、特別支援学級に在籍している生徒の様子をよく理解しています。

A 中学校の知的障害特別支援学級の在籍生徒の時間割は表 3－1 のようになっています。表中、特別支援学級担任が受け持っている時間を黄色にしました。

表 3－1 時間割

	月	火	水	木	金
1	数学	英語	技術	社会	社会
2	数学	音楽	体育	数学	英語
3	生単	体育	国語	英語	総合
4	国語	生単	英語	道徳	総合
5	理科	美術	国語	社会	家庭
6	英語	学級活動	自立活動	英語	生単

略語 生単：生活単元学習

例えば、月曜日の 1 校時の数学は、特別支援学級担任が指導しますが、2 校時目と木曜日の 2 校時目の数学は専科の教員が指導します。また、特別支援学級担任は、音楽の専門ですが、特別支援学級の音楽の時間は専科の別の教員が指導して、特別支援学級担任は通常の学級の音楽を指導しています。表 3－1 に示すように、特別支援学級のすべての教科をその専門教科担当が指導しているわけではありませんが、A 中学校では、特別支援学級も他のクラスと同様に一つのクラスとして位置づけ、教務主任が教員の授業の配当を行っています。

このような校内体制であると、特別支援学級の生徒を全教職員が理解し、例えば学校行事の際の参加方法を全員で検討することができるようになります。このような校内組織が確立されていると、特別支援学級担任が校内で孤立することがなくなると考えられます。

B 中学校の肢体不自由特別支援学級の教育課程の編成例を表 3－2 に示しました。生徒は、上肢、下肢にやや不自由があるため、筆記や作業の多い教科は特別支援学級で指導を受けています。国語の免許をもつ特別支援学級担任は、特別支援学級で国語と領域別の指導を行っています。生徒の実態と生徒にとって集団学習の方が効果的である教科を考慮し、理科、音楽、保健体育の時間は、特別支援学級担任が引率して交流及び共同学習を行っています。特別支援学級の担任以外が指導をしている社会、数学、美術、技術・家庭、外国語は、教科担当の教員が特別支援学級で指導しています。

表 3－2 特別支援学級の教育課程編成例

指導形態		教科別の指導								領域別の指導			総合的な学習の時間	各教科等を合わせた指導				週当たり時数		
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	学習	生活単元学習	合計		
特別支援学級	担任が指導	3									1	1	3					8	20	26
	担任以外が指導		3	3			1		2	3								12		
交流及び共同学習	引率あり				3	1		2										6		28
	引率なし													2				2		

このように、学校全体で特別支援学級の指導に当たると、例えば、特別支援学級の担任が出張等で学校を離れたりするときにも校内体制が取りやすいだけでなく、子どもたちの関わる大人が増えることで、彼らの活動範囲を拡大したり、経験を豊かにしたりすることにつながります。



多様な実態に応じた時間割の例示を行っているC市

特別支援学級に在籍している児童生徒の実態は多種多様です。教育課程を編成する際には、在籍する児童生徒の障害の状態や特性、発達段階や能力等を十分に把握し、教育内容に即して、指導の形態ごとのおおよその配当時間を決めて授業時数等を決めていきます。しかし、初めて特別支援学級担当者となる先生方にとっては、このような作業はとても難しいものです。そこで、C市教育委員会では、実際に市内で行われている特別支援学級の時間割を収集し、新任の特別支援学級担当者の研修会等で紹介しています。特別支援学級の学級経営については、「複数の担当で役割分担（特別支援学級での指導中心、交流学級での指導中心）を行う」「学級種を超えて学年ごとに役割を分担する」「特別支援学級での指導は実態に応じてグループ分けをして行う」などの工夫を例示しています。以下では、C市で紹介している時間割を参考にして整理した表（表3-3）を示すと共に、C市での時間割の一部を紹介します。

表3-3 特別支援学級の教育課程例

校種	学級種	中心となる場		特 徴	備考
		特別支援学級	交流学級		
小学校	知的	◎		生単を4時間目、日生を5時間目の帯で設定、全て特学	*1
		○	○	日生・生単を中心とし、国語・算数は特学、体育・図工・総合は交流	
	自・情	○	○	生単・自立・国語・算数・音楽は特学、生活・図工・体育は交流	注
		○	○	自立・音楽・図工・体育は特学、国語・算数・理科・社会は交流	*2
			◎	自立（週1時間）のみ特学	
	難聴		◎	国語・自立のみ特学	
	弱視		◎	自立のみ特学	
	病弱	◎		自立と全ての教科を特学	
中学校	知的	○	○	日生・作業・教科学習は特学、音楽・体育・総合は交流	*4
		◎		日生・作業と全ての教科を特学	
	自・情	◎		自立と全ての教科を特学	*5
	難聴		◎	自立のみ特学	
	弱視		◎	体育・自立のみ特学	

注：知的障害のある児童が在籍 *1～5は、右の時間割の*1～5に対応

略語 知的：知的障害特別支援学級
 自・情：自閉症・情緒障害特別支援学級
 病弱：病弱・身体虚弱特別支援学級
 肢体：肢体不自由特別支援学級
 特学：特別支援学級
 交流：交流学級
 日生：日常生活の指導
 生単：生活単元学習
 作業：作業学習
 自立：自立活動

*1	小学1年生
	月 火 水 木 金
1	体育 国語 体育 特活 道徳
2	自立 音楽 図工 国語 自立
3	国語 算数 国語 算数 算数
4	生単
5	日生
6	

*2	小学5年生
	月 火 水 木 金
1	○算数 ○国語 体育 図工
2	○国語 ○算数 音楽 ○算数 ○社会
3	○社会 ○外国語 ○理科 ○国語 音楽
4	○理科 ○道徳 ○理科 ○社会 家庭
5	○国語 体育 ○算数 図工 自立
6	○委／ク ○総合 ○学活 ○総合

○：交流学級での学習

*3	小学2年生（重度重複）
	月 火 水 木 金
1	日生
2	自立
3	生単
4	日生
5	自立
6	

*4	中学2年生
	月 火 水 木 金
1	体育 国語 国語 体育 ○体育
2	国語 数学 数学 数学 国語
3	○音楽 作業 ○体育 社会 学活
4	作業 ○体育 作業 美術 英語
5	日生 日生 作業 日生 音楽
6	○総合 日生 ○総合 日生

*5	中学3年生
	月 火 水 木 金
1	英語 社会 英語 国語 理科
2	社会 国語 音楽 数学 英語
3	国語 理科 道徳 理科 体育
4	数学 体育 理科 体育 数学
5	学活 技家 社会 美術 総合
6	技家 数学 自立 国語

時間割の工夫

特別支援学級は、異学年の児童生徒が在籍していることが多くあります。そして、それぞれの学年に対応した教育課程の編成が求められます。そのため、特別支援学級担当者

者は、教室で行う授業の時間割の組み立てに工夫が必要となり、それがとても複雑な作業になります。さらに、学年が同じでも児童生徒の実態が異なると指導内容は異なり、使用する教材等も異なります。

表 3-4 時間割での工夫の例

小学1年生(2名)					
	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	生単・国語	生単・算数	生単・算数	生単・国語	生単・算数
3	算数	○図工	国語・書写	生活・自立	国語
4	音楽・自立	○図工	自立	生活・自立	○体育
5	○生活	○体育	○体育	算数・学活	○音楽
6					

小学4年生(2名)					
	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	生活単元学習				
3	○体育	生単	算数	○図工	○体育
4	自立	算数	○体育	○図工	算数
5	算数	国語書写	音楽	算数	○総合
6	国語	算数	委／ク		○総合

○: 交流学級での学習

以上である児童(Jさん)の2名です。4年生は、中度の知的障害のある児童2名です。

表3-4は、この4名の児童が在籍している特別支援学級の時間割です。

1・2校時は特別支援学級での指導が中心となり、3校時以降は交流及び共同学習の時間が多くなっています。1年生の時間割で2つの教科が記載されているのは、それぞれの児童の時間割です。例えば、月曜日の2校時は、1名は生活単元学習を4年生の児童と共に特別支援学級で学習し、もう1名の児童は交流先の学級で国語の授業を受けています。1年生の2名が特別支援学級で一緒に学習するのは、黄色の枠の時間です。同じ1年生でも、知的能力や特性が大きく異なるため、特別支援学級では二つの指導を並行して行います。木曜日の3・4校時は、知的障害の重いIさんには生活単元学習を行い、自閉症スペクトラムのあるJさんには、生活単元学習と同様の学習活動の中で、「人間関係の形成」と「心理的な安定」にねらいをおいて自立活動の時間として指導するなど、児童の実態に合わせた指導内容を工夫しています。

また、Jさんの金曜日の5校時の音楽の時間は、大きな集団での適応能力を高めるために、特別支援学級担任が交流学級で、自立活動の観点から支援に入っています。この時間は、Iさんは友達との関わりを増やすことを目的に交流および共同学習の時間が設定されています。表3-5は、IさんとJさんの授業時数を示したものです。

表 3-5 小学校第 1 学年の標準授業時数と特別支援学級の「特別の教育課程」の授業時数例

標準授業時数(小学校)

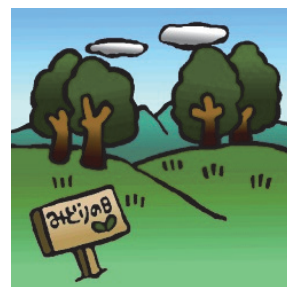
第1学年	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育	道徳	特別活動	週当たり 単位時間
	8	3.4	3	2	2	2.6	1	1	23

	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育	道徳	特別活動	日常生活 の指導	自立活動	生活単元 学習	週当たり 単位時間
特別支援 学級	2	1	1	2	2	2	0	1	5	3	5	24
Iさんの 時数	2	2	3	2	2	2	0	0	5	1	5	24
Jさんの 時数	4	4	1	1	2	2	0	1	5	4	0	24

このように、児童の実態や組み合わせ、指導内容、指導時間等、様々なことを考えて調整しながら教育課程を編成したり指導したりしているため、時間割や授業構成が複雑になっています。一方で、異学年の児童が同じ学級に在籍しているという利点もあります。例えば、上級年の児童が下級生の手助けをする場面では、人の役に立っているという自己有能感を得ることや責任感をもつ機会になります。また、下級生にとっては、上級生の姿は身近なモデルとなります。このように、特別支援学級では、多様な障害のある児童や学年の異なる児童が在籍する状況を効果的な環境として活用するなど、指導の形態を工夫する視点も大切です。

専門性の向上に向けた地域での連携した取組

D 市は、県の中心部から離れた山あいにあります。そのため県の中心部で行う研修会に参加するにはかなり時間がかかり、研修会の参加率が低いことが課題でした。そこで D 市では、県境を越えて隣接する 2 市と連携し、共同で研修会を実施しています。行政区域が異なるため、特別支援学級の設置基準等が少しずつ異なっていますが、教育委員会同士で協議し、特別支援教育に関する研修会を共同で実施しています。講師の選定や対応を 3 市で順に行うことから、これまでより研修会の回数が増え、研修会の参加率も高くなるといった成果が出ています。教育課程の編成に直接関わるものではありませんが、このような研修の機会を拡大する取組が、特別支援学級の担任の資質向上につながっていくと考えられます。また、これは D 市が 2 市と教育部門での連携だけでなく、観光や相互の情報発信等、他分野での協力を打ち出していたことから、共同開催に至りやすかったと考えられます。



E 市では、年度初めに県立の特別支援学校の教員が特別支援学級を訪問し、学級に在籍している児童生徒の実態把握や個別の指導計画の立案に関する助言を行う機会を設けています。そ

して2学期に、複数回、一定期間をあけて特別支援学校の地域支援担当教員が特別支援学級を訪問して授業研究会を実施し、個別の指導計画に基づいた指導の展開について助言を行う機会を設定しています。このように、授業について特別支援学校の教員から直接助言をもらう機会があることは、特別支援学級担当者の資質向上につながっていると考えられます。

また、個別の指導計画の作成について助言を受けることで、個別の教育支援計画との関連を踏まえた個別の指導計画の作成の仕方についても学ぶことができ、特別支援学級担当者の資質向上につながっていくと考えられます。さらに、特別支援学級における教育課程の編成の考え方についても、特別支援学校の教員から学ぶことができます。

F市では、地域の国立大学と連携して、特別支援学校教諭免許状の取得率向上に取り組んでいます。具体的には、大学で実施される免許法認定講習に研修出張で参加しやすいように配慮されています。免許状を取得することで専門性の向上につなげることも大事ですが、教員の研修の機会が保障されていることが大切です。なかなか校外の研修会等に参加しにくい特別支援学級担当者が、他校や他地域の取組を知ったり、専門的知識を得たりする機会をもてるように、校内体制を工夫することも大切です。また、日ごろから、学校全体で特別支援学級の指導に当たっていることで、特別支援学級担当者が出張等で学校を離れる際にも校内で対応しやすくなると考えられます。

就学前の情報の共有

特別支援学級の教育課程は、児童生徒の実態に合わせて編成することになります。しかし、新入生の場合、児童生徒の実態を十分に把握することが難しく、入学当初から児童生徒に適した教育課程を編成することが難しい場合があります。

G市では、早期からの支援体制の中で、子どもの成長・発達の記録や日頃の様子などを綴っていくサポートファイルを作成しています。このファイルは、健診や相談、学校での記録など、そのまま綴じ込むことができるようになっており、子どもの成長・発達を総合的に見ることができます。また、進級・進学などで、子どもの生活の場が変わる際にサポートファイルを「連絡ノート」として使用しています。F市では、特別支援学級に入学する子どもの教育課程を編成する際の資料として、このファイルを活用しています。子どもの実態とこれまでの指導経過等が記載されているため、新入生の指導は、特別支援学校の教育課程で行うのがよいのか、自立活動を取り入れるだけでよいのか等を検討する際の資料となっています。